

平成30年度 国土交通省補正予算

「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター

導入支援事業」実施について

平成30年度2次国土交通省補正予算において、中小トラック運送事業者に対するテールゲートリフターを導入に係る支援(一部補助)が実施されることになりましたので、概要をお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、(公社)全日本トラック協会のホームページ

<http://www.jta.or.jp/>にてご確認願います。

1. 補助対象事業者

- ① 中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300名以下)であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有台数が5両以上の一般・特定貨物自動車運送事業者。(申請日における緑ナンバー車両数(軽貨物・被牽引車両は除く))
- ② 上記①に補助対象機器が装着された事業用自動車を貸渡すリース事業者。

2. 補助対象機器(全ト協HP参照)

- ①全ト協が指定するテールゲートリフター(油圧式荷役省力化装置)
- ②未使用のテールゲートリフターであること(中古品を除く)
- ③テールゲートリフター未装着の車両に新たに装着したものであること。
- ③平成30年12月21日～平成31年3月31日迄の間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入(導入)し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたもの。

※申請が予算額を超過した場合は抽選になります。

3. 補助額

- ①後部格納式・床下格納式：1台あたり20万円
アーム式・垂直式：1台あたり10万円
- ②補助上限台数 1事業者につき1台(Gマーク事業者は2台)
- ③予算額 1億円

4. 申請受付期間

平成31年2月25日(月)～平成31年3月12日(火)

5. 申請方法

- ① 郵送(書留郵便、レターパック)により申請【提出部数 1部】
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5
(公社)全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当あて
- ※申請書は全てコピーを取って保管して下さい。